

年俸制教員の業績給に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年1月10日学長裁定)

年俸制教員の業績給に関する取扱要項の一部を改正する要項

年俸制教員の業績給に関する取扱要項（令和2年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
(成績率) 第2 給与規程第6条に規定する成績率については、最新の教員評価結果等に基づき、別表1のとおり決定するものとする。 (略)		(成績率) 第2 給与規程第6条に規定する成績率については、最新の教員評価結果等に基づき、別表1のとおり決定するものとする。 (略)	
附 則 <u>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</u>			
別表1（第2関係） 業績給成績率表		別表1（第2関係） 業績給成績率表	
成績区分	該当者	成績率	
特に優秀	教員評価結果が「SS」の者	<u>133/100</u>	特に優秀
	教員評価結果が「S」の者	<u>121.5/100</u>	
優秀	教員評価結果が「A」でポイント上位の者 (但し12月・6月の一方のみ)	<u>110/100</u>	優秀
良好	教員評価結果が「A」で上記以外の者	<u>98.5/100</u>	良好
	教員評価結果が「B」の者	【標準値】	
	教員評価結果の無い者		
良好でない	教員評価結果が「C」の者	<u>90/100</u>	良好でない
【改正理由】 国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。			